**○公益通報制度の運用状況（平成30年度）**

**資料１**

**１　受付件数**

561件（うち顕名による通報233件）

**２　受付状況**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：件）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　　分 | 内部受付窓口 | 外部受付窓口 | 合　計 |
| 面会 | 99 | － | 99 |
| 電話 | 103 | － | 103 |
| 郵便 |  51 |  21 | 72 |
| ファクシミリ |  13 |  4 |  17 |
| ホームページ・メール | 127 | 143 | 270 |
| 合計 | 393 | 168 | 561 |

 ※　内部受付窓口の件数は、大阪市の担当部署（総務局監察部監察課及び各区役所、局等のコンプライアンス担当）が受け付けたものである。

外部受付窓口の件数は、公正職務審査委員会（以下「委員会」という。）が受け付けたものである。（下記３についても同じ。）

**３　関係所属別通報件数**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：件）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所　　　　　属 | 内部受付窓口 | 外部受付窓口 | 合　計 |
| 教育委員会事務局 |  49 |  32 | 81 |
| 環境局 |  30 |  16 | 46 |
| 福祉局 |  36 |  9 | 45 |
| 健康局 |  24 |  12 | 36 |
| 建設局 |  25 |  6 | 31 |
| 消防局 |  16 |  10 | 26 |
| 総務局 |  20 |  5 | 25 |
| 西成区役所 | 21 | 2 | 23 |
| 淀川区役所 | 18 | 3 | 21 |
| 経済戦略局 | 14 | 7 | 21 |
| その他の局等 | 92 | 42 | 134 |
| その他の区役所 | 119 | 32 | 151 |
| 分類できないもの | 24 | 12 | 36 |
| 合計 | 488 | 188 | 676 |

※１　委員会に関する通報は「総務局」に含めている。

※２　１件の通報で複数の区役所、局等に関係するものがあるため、受付件数561件とは一致しない。

※３　所属名は平成30年度時点のものである。

**４　同種案件を１件と計上した場合の状況**

ア　同種案件を１件と計上した場合の受付件数

　　　　462件

※「同種案件」とは、異なる窓口に寄せられた同一内容の通報案件や、既に公益通報制度において処理を行った通報案件に対して繰り返し寄せられた同種の内容の通報案件をいう。

　　イ　同種案件を１件と計上した場合の関係所属別通報件数

（単位：件）

|  |  |
| --- | --- |
| 所　　　　　属 | 合　計 |
| 教育委員会事務局 | 72 |
| 環境局 | 45 |
| 福祉局 | 38 |
| 建設局 | 29 |
| 健康局 | 25 |
| 消防局 | 23 |
| 総務局 | 22 |
| 平野区役所 | 21 |
| 財政局 | 18 |
| 東淀川区役所 | 15 |
| その他の局等 | 120 |
| その他の区役所 | 118 |
| 分類できないもの | 34 |
| 合計 | 580 |

※１　委員会に関する通報は「総務局」に含めている。

※２　１件の通報で複数の区役所、局等に関係するものがあるため、上記ア記載の受付件数462件とは一致しない。

※３　所属名は平成30年度時点のものである。

**５　処理状況**

|  |
| --- |
| **（１）公益通報に係る処理状況** |
|  | ア　平成30年度に継続されたもの | 87件 |
| イ　平成30年度に受け付けたもの | 561件 |
| ウ　受け付けた通報はないが、調査を実施することとしたもの |  1件 |
| エ　平成30年度において処理したもの | 575件 |
|  | (ｱ)委員会が、本市の機関に対して是正等の措置を勧告したもの |  2件 |
| (ｲ)委員会が、本市の機関に対して意見書を提出したもの |  0件 |
| (ｳ)調査の結果、違法又は不適正な事実が認められたもの |  35件 |
| (ｴ)調査の結果、違法又は不適正な事実が認められなかったもの |  71件 |
| (ｵ)公益通報制度としての調査その他の措置をとる必要があると認められなかったもの | 467件 |
| オ　翌年度に継続するもの |  74件 |
| **（２）不利益取扱いに係る申出処理状況** |
|  | ア　平成30年度に継続されたもの |  0件 |
| イ　平成30年度に受け付けたもの |  3件 |
| ウ　平成30年度において処理したもの |  3件 |
|  | (ｱ)調査の結果、不利益な取扱いが認められなかったもの |  0件 |
| (ｲ)公益通報制度としての調査その他の措置をとる必要があると認められなかったもの |  3件 |
| エ　翌年度に継続するもの |  0件 |

※是正等の措置の勧告：条例第９条第１項及び第２項に基づくもの

 意見書：条例第24条第１項に基づくもの

**６　勧告（上記５(１)エ(ア)）の概要**

|  |
| --- |
| 生活保護実施体制における社会福祉主事の配置等の件（平成30年11月26日付け提出） |
|  | 大阪市の生活保護実施体制において、社会福祉法第15条第６項の規定に反し、社会福祉主事の資格を有しない査察指導員及びケースワーカーを配置し、業務に従事させている事実が認められた。これに対して、社会福祉法の趣旨を満たす査察指導員及びケースワーカーの配置等についての具体的な計画を策定することが勧告された。 |

**７　違法又は不適正な事実が認められたもの（上記５(１)エ(ｳ)）の例**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 認定事実 | 関係所属 |
| ア | 学校に勤務する特別支援教育サポーター職員の勤務に関し、校長及び教頭が、教育委員会事務局に事実と異なる申請や勤務実績の報告を行っていた。 | 教育委員会事務局 |
| イ | 普通ごみ収集の委託先事業者が、道路交通法に反して、走行車線の反対側に寄って停車し、ごみを収集していた。また、仕様書で定められた収集コースが守られていなかった。 | 環境局 |
| ウ | 国民健康保険料滞納世帯に係る各金融機関等に対する財産調査を実施するに際し、決裁行為を行っていなかった。 | 中央区役所 |
| エ | 午前９時から実施される事業において、業務と認定される始業時間前の準備作業を行ったにもかかわらず、超過勤務手当が支払われていない職員がいた。 | 淀川区役所 |
| オ | 委託先事業者の従業員が、業務とは関係なく税務事務システムを利用し、特定の市民の個人情報を閲覧していた。 | 阿倍野区役所 |
| カ | 港湾施設である上屋及び荷さばき地の使用について、事前に使用許可申請を受け、許可後に使用を認めるところ、使用後に使用許可申請を受けて、遡って許可を行っていた。 | 港湾局 |
| キ | 郵送事務処理センターにおいて、請求者に書類を郵送する際に、私費で購入した切手の使用や、郵便局の消印が漏れている切手の再利用を行っていた。また、手数料の不足分に私費で購入した郵便小為替を充てていた。 | 市民局 |
| ク | 校長及び教育委員会事務局担当者が文部科学省通知の内容を十分に把握していなかったために、ある学校が実施する研修旅行に付き添う教員の旅費等について、当該通知で禁止事項とされているにもかかわらず、保護者等に負担転嫁されていた。 | 教育委員会事務局 |

※　いずれの案件も関係所属において是正等の措置がとられている。

**８　公正職務審査委員会の状況**

**・大阪市公正職務審査委員会委員（平成30年度）**

委員長　　　桂　充弘　　［弁護士］

委員長代理　蔭山　幸男　［公認会計士］

（第１部会）

第１部会長　　　桂　充弘　　［弁護士］

　　　　第１部会長代理　蔭山　幸男　［公認会計士］

　　　　　　　　　　　　中井　洋恵　［弁護士］

　　　（第２部会）

　　　　第２部会長　　　井上　圭吾　［弁護士］

　　　　第２部会長代理　石橋　正紀　［公認会計士］

　　　　　　　　　　　　野村　佳代子［弁護士］

**・委員会及び部会の開催状況**

開催回数　64回

審議時間　161時間20分